日本政府による UPR 勧告実施に関する NGO レポート

2022 年 7 月 14 日

UPR 日本審査第 4 サイクル

UPR 第 42 会期（2023 年 1 月 23 日～2 月 3 日）

日本における人種差別：朝鮮学校に通う子どもたちを中心に

提出団体：在日本朝鮮人人権協会*[1]

Human Rights Association for Korean Residents in Japan (HURAK)

＊在日本朝鮮人人権協会は、弁護士など在日朝鮮人の法専門家や研究者、活動家たちが、在日朝鮮人の権利擁護と生活向上に貢献しようとの目的のもと、1994 年 2 月に結成された。日本における＜人種差別撤廃 NGO ネットワーク（ERD-Net）＞の構成団体でもある。

Website http://k-jinken.net/

E-mail jinken94@yahoo.co.jp

Address 3-41-10-3F, Taitou, Taitou-ku, Tokyo, Japan 110-0016

[1] 本レポートは、反差別国際運動（IMADR）との共同提出レポートである。

I.　朝鮮学校に通う子どもたちへの差別：「高校無償化」制度からの除外

A. 関連する第 3 サイクル UPR 勧告

1.　161.145 地方自治体の責任下にある学校も含め、国内のすべての学校に「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が適用されることを確保せよ。（ポルトガル）

2.　161.150 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従い、マイノリティの子どもたちが差別なく教育への権利を享受することを確保せよ。（オーストリア）

3.　161.151 「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されるよう措置を取れ。また、関連条約機関の勧告に従い、朝鮮学校への平等な取扱いを確保せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

4.　161.86 在日朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容するあらゆる国の政策及び規則を廃止せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

5.　161.146 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面しうるすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。（パレスチナ）

B. 勧告の履行状況

6.　履行されていない

C. 勧告案

7.　締約国は、その立場を見直し、高校就学支援金制度の支援金支給において朝鮮学校の生徒たちが差別なく平等な教育の機会を持つことを確保せよ。

D. 背景

8.　日本政府が 2010 年に開始した高校就学支援金制度に関して、中華学校やブラジル学校など他の外国人学校 42 校の生徒たちが対象に含まれた一方、朝鮮学校 10 校の生徒たちは同制度から継続的に除外されている。2022 年 7 月現在、同制度の適用を受けられなかった生徒数は数千人に及び、その被害額は累計で 10 億円を超える。この問題に関して、すでに子どもの権利委員会、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会から日本政府に対して差別

の是正を求める勧告が 5 回出されている[2]。

9.　この問題について、日本政府は、朝鮮学校が法令で定める審査基準に適合すると認めるに至らなかったために同制度の支援対象となっておらず、政治・外交的な理由により判断されたものではないと述べている[3]。しかし、この政府の態度は以下の 2 つの理由から誤っている。

10.　まず、日本政府は、同制度開始後、他の外国人学校には同制度を適用した一方、朝鮮半島での軍事的緊張の高まりなどの政治・外交的な理由で朝鮮学校への同制度適用を先送りした。また、2013 年 2 月には、朝鮮学校の審査基準を削除する省令の改正を行うことによって、朝鮮学校を同制度から法的に完全除外した。すなわち、日本政府が審査基準を削除したことが、同制度からの朝鮮学校除外の原因である。実際、柴山昌彦文部科学大臣（当時）は、2019 年 3 月、朝鮮学校が同制度から除外されていることについて「現在は、朝鮮学校が就学支援金の受給申請を行った根拠規定そのものが廃止をされていることから、法令に基づく適正な学校運営に関する確証の有無にかかわらず、指定されることはありません」[4]と国会で述べた。日本政府が審査基準を削除したために、朝鮮学校が同制度の適用を受ける道が閉ざされていることを、日本政府自身が認めているのである。

11.　次に、日本政府は、審査基準を削除した理由を「（日本と朝鮮民主主義人民共和国の間の）拉致問題[5]に進展がない」[6]ことと述べており、朝鮮学校の除外が政治・外交的理由によるものであるということを自ら明らかにしてもいる[7]。

---

[2] CRC/C/JPN/CO/4-5, para 39 (c), CERD/C/JPN/CO/10-11, para 22, CERD/C/JPN/CO/7-9, para 19, E/C.12/JPN/CO/3, para27, CERD/C/JPN/CO/3-6, para 22(e).

[3] CCPR/C/JPN/7, para 235

[4] https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119815104X00320190319&spkNum=33&single (available in Japanese language only)

[5] 2002 年 9 月、日本の小泉純一郎首相と朝鮮民主主義人民共和国の金正日総書記が会談し、「平壌宣言」を発表した。その際、朝鮮は 1970～80 年代に起きた日本人拉致事件を認め、謝罪した。これ以降、日本では極端な朝鮮バッシングが起こり、朝鮮学校生徒や在日朝鮮人への嫌がらせも横行するようになった。

[6] 下村博文文部科学大臣（当時）による記者会見、2012 年 12 月 28 日。
https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11373293/www.mext.go.jp/b_menu/daijin/detail/1329446.htm
(available in Japanese language only)

[7] この件に関して、2013 年 2 月、日本弁護士連合会は、審査基準の削除は拉致問題の進展の度合いなどの子どもの教育を受ける権利とは何の関係を持たない事柄を根拠に朝鮮学校への就学支援金の給付を否定するものであり、憲法 14 条などが禁止する差別的取扱に当たるとして、審査基準削除の撤回を求めた。附属書類 1 を参照。また、日本の英字有力紙ジャパンタイムズは、2013 年に社説で「すべての生徒を平等に処遇せよ」「生徒は政治的な人質ではない」というタイトルで同制度からの朝鮮学校除外は差別であり、除外の決定は撤回されるべきだと主張した。附属書類 2 を参照。

12.　以上より、同制度から朝鮮学校生徒が除外されていることの原因は、政治・外交的理由に基づいた日本政府による審査基準の削除にある。日本政府による一連の行為により、朝鮮学校生徒たちが平等に教育の機会を持つ権利は 10 年以上にわたって阻害されている。

II.　朝鮮学校に通う子どもたちへの差別：地方自治体による補助金支出の停止

A. 関連する第 3 サイクル UPR 勧告

13.　161.150 社会権規約委員会及び人種差別撤廃委員会の勧告に従い、マイノリティの子どもたちが差別なく教育への権利を享受することを確保せよ。（オーストリア）

14.　161.151 「高校教育授業料無償化及び就学支援金制度」が朝鮮学校に通う子どもたちにも適用されるよう措置を取れ。また、関連条約機関の勧告に従い、朝鮮学校への平等な取扱いを確保せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

15.　161.86 在日朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容するあらゆる国の政策及び規則を廃止せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

16.　161.146 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面しうるすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。（パレスチナ）

B. 勧告の履行状況

17.　履行されていない

C. 勧告案

18.　締約国は、人種差別撤廃委員会の勧告に従い、地方政府に対して朝鮮学校への補助金支給の再開・維持を促すことを確保せよ。

D. 背景

a）地方政府による補助金の停止

19.　上記の日本政府による朝鮮高校生徒に対する「高校無償化」制度からの除外を契機に、地方政府も朝鮮学校への補助金支給を停止する事態が起きている。

20.　朝鮮学校への補助金額は地方によって異なるが、朝鮮学校が所在するすべての地方において補助金が支給されていた 2009 年度までの段階でも、平均すれば日本の公立学校の約

10 分の 1、私立学校の約 3 分の 1 の金額が補助されていた。これはとても少額ではあるものの、中央政府からの補助がほとんどない中、地方政府からの補助金は朝鮮学校運営にとって貴重な財源となってきた。

21.　2010 年度から 2015 年度にかけて、朝鮮学校が所在する 28 の地方自治体のうち、東京・大阪・埼玉・宮城・千葉・神奈川・広島・山口・新潟・茨城・和歌山の 11 都府県が、数十年間何の問題もなく支給してきた補助金を、朝鮮と日本の外交関係や政治的理由をもって停止しており、大阪市・広島市・横浜市などの各市も、県の決定に追随する形で補助金支給を停止している[8]。

22.　補助金支給が停止された地方の朝鮮学校では、授業料が値上げされたり、教材費の負担が新たに生じるなどの状況が起きており、経済的負担がさらに増えたために、子どもを朝鮮学校に通わせたくても通わせられず、やむなく日本の学校に送る保護者たちも少なくない。

b）日本政府による地方政府への補助金停止圧力

23.　日本政府は、地方政府による補助金支給の停止を「教育権を妨げる法規定」と指摘し、地方政府に対する朝鮮学校への補助金の支給を再開・維持を促すよう奨励した 2014 年の CERD 勧告にもかかわらず[9]、2016 年 3 月、文部科学大臣の名で「朝鮮学校に係る補助金交付に関する留意点について」と題した通知を、朝鮮学校が所在する都道府県知事に対して出した[10]。

24.　同通知は、上記の CERD 勧告には一切言及しない一方、朝鮮学校に対する補助金の「公益性、教育振興上の効果の検討」などを地方政府に求める内容で、事実上、朝鮮学校に対して補助金を支給している地方政府に対しては、支給の停止を促す圧力となるようなものであった。

25.　実際に、同通知が出された後、茨城県知事は、同通知を根拠にして県下の朝鮮学校に対する 2016 年度の補助金を打ち切る方針を示した。同通知の発出は、その他いくつかの県が補助金支給停止を検討するきっかけにもなった。

26.　2022 年 7 月現在、朝鮮学校に対する補助金支給を停止した地方政府の中で、朝鮮学校への補助金支給を再開した自治体はない。報道によると、2019 年度の全国の地方政府に

---

[8] 附属書類 3, 4 を参照。

[9] CERD/C/JPN/CO/7-9, para 19.

[10] 附属書類 5, 6 を参照。

おける朝鮮学校への補助金支給総額は、2009 年度と比べて 75%も減少した[11]。

III. 朝鮮学校に通う子どもたちへの差別：「幼保無償化」制度からの除外

A. 関連する第 3 サイクル UPR 勧告

27. 161.86 在日朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容するあらゆる国の政策及び規則を廃止せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

28. 161.146 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面しうるすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。（パレスチナ）

B. 勧告の履行状況

29. 履行されていない

C. 勧告案

30. 締約国は、その立場を見直し、外国人学校の幼児保育・教育施設に通う子どもたちを幼保無償化制度の対象とするべく、必要な措置を講ぜよ。

D. 背景

31. 2019 年 10 月 1 日より幼保無償化制度がスタートした[12]。この制度は、「すべての子どもが健やかに成長するように支援する」ことを基本理念としている。しかしながら日本政府は、朝鮮学校やブラジル人学校、インターナショナルスクールをはじめとする各種学校の認可を受けた外国人学校の幼児保育・教育施設に関しては、幼保無償化制度の対象外[13]とした。

---

[11] https://www.sankei.com/article/20210207-HV5FPNYOFVNY5BDT2BB3IL3EAU/ (available in Japanese language only)

[12] この制度の下では、3～5 歳児クラスの認可幼稚園、認可保育園、認定こども園などに通うすべての子どもの利用料が無償となる。（0～2 歳児クラスは住民税非課税世帯に限り無償）認可外保育園に通う子どもの場合は月額上限 37,000 円までが無償となる。（0～2 歳児クラスは住民税非課税世帯に限り月額上限 42,000 までが無償となる）

[13] 2019 年 5 月の時点で、各種学校の認可を得た外国人学校幼児教育・保育施設の数は 89 園。うち、40 園が朝鮮幼稚園である。それに対し、今回の幼保無償化の対象となった施設は、認可・無認可を問わず、約 55,000 施設にのぼる。（文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「幼稚園・保育所等の経営実態調査」から）

32.　日本政府はその理由について、各種学校は「幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当」せず、「法律により、幼児教育の質が制度的に担保された施設」とは言えないことを挙げている。

33.　しかし、今回の幼保無償化制度においては、認可施設のみならず、施設ごとに多種多様な実態があり、質の担保の観点からも懸念が指摘されていた認可外保育施設もその実態や利用者の声が重視され幼保無償化制度の対象となっている一方で、各種学校としての認可を受けた外国人学校の幼児保育・教育施設に関してはその実態がみられることなく形式的に除外されており、理不尽な取り扱いであると言わざるを得ない。外国人学校が各種学校であることを理由に、外国人学校幼児保育・教育施設に通う子どもたちを幼保無償化制度の対象から除外することは、日本国憲法１４条、自由権規約２条１項、社会権規約２条２項、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約２条１項などに反する差別にあたるものであり、このような不平等な取り扱いはただちに是正されるべきである。

34.　そもそも、「すべての子どもが健やかに成長するように支援する」という基本理念に照らすならば、マイノリティの子どもたちが自身のルーツにつながる言葉や文化に触れながら、健やかに自己のアイデンティティを肯定的に育むことのできる外国人学校の幼稚園を幼保無償制度から除外する理由は見当たらない。

35.　以上のことから、外国人学校の幼児教育・保育施設に通っている子どもたちも幼保無償化制度の対象に含めるべきであり、そのための法改正を含む必要な措置が講じられるべきである。[14] [15]

IV.　朝鮮学校に通う子どもたちへの差別：ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

---

[14] 日本政府は 2021 年 4 月より、幼保無償化制度の対象外となった施設に対する支援策をスタートさせた。その対象施設には、幼稚園類似施設などとともに各種学校の認可を受けた外国人学校幼児教育・保育施設も含まれた。しかし、この支援策は国が定めた制度であるにも関わらず任意事業のため、実施主体である自治体が支援事業を受諾しなければ、当該自治体に居住する支援事業対象施設に通う児童は支援事業による支援を受けられない。そのため、支援事業の適用を受けるための要件を満たしている各種学校の外国人学校幼稚園に通っていても、居住する自治体が事業を受諾しなければ支援を受けることができず、実際に同じ外国人学校幼稚園に通っていても、居住する自治体の判断によって支援を受けられる児童と受けられない児童が生じるといった不平等がおきている。また、支援事業によって支給される支援額は脚注 11 で示したものよりも低く設定されている。このような不平等を解消するために、日本政府は幼保無償化制度そのものの適用施設の範囲を拡大するための措置を講じ、すべての子どもたちの多様な教育の機会を保障するべきである。

[15] 附属書類 7 を参照。

によるアイデンティティ表出の妨げ

A. 関連する第3サイクルUPR勧告

36.　161.86 在日朝鮮人に対する差別や嫌がらせを許容するあらゆる国の政策及び規則を廃止せよ。（朝鮮民主主義人民共和国）

37.　161.146 学校入学の完全なアクセスをすべての者に確保し、特に女性と子どもの平等な教育へのアクセスに関して、マイノリティ集団が直面しうるすべての障害を取り除くための努力を継続せよ。（パレスチナ）

B. 勧告の履行状況

38.　履行されていない

C. 勧告案

39.　締約国は、ヘイトスピーチ及びヘイトクライムを禁止する法律を制定し、在日朝鮮人の子どもたちが自己のアイデンティティを安心して表すことのできる環境を確保せよ。

D. 背景

40.　朝鮮学校に通う児童・生徒たちに対するヘイトスピーチ及びヘイトクライムは、1980年代以降、日本と朝鮮民主主義人民共和国の間の緊張が高まるたびに繰り返し起きてきた[16]。特に朝鮮学校の女子生徒が着用する民族制服を電車内で切りつけるなどのヘイトクライムが 1990 年代に頻発したため、1990 年代末以降、朝鮮学校の生徒たちは身の安全を守るために、自己のアイデンティティ表出の一つの手段である民族制服を着て通学できない状況となった[17]。そのため、朝鮮学校の生徒たちは、朝鮮学校の生徒であることが周囲からわからないよう、日本の学校制服と同様の制服を着て通学せざるを得なくなり、その状況は現在に至るまで続いている。

41.　全国の朝鮮学校生徒や日本の学校に通う在日朝鮮人生徒など約 1,500 名を対象にした 2015 年の調査によると、日本で生活していて朝鮮人に対する差別を「感じる」と回答した生徒が 80%に上った[18]。また、同調査によると、日本各地でのヘイトスピーチデモについてインターネットを通じて知った生徒が約 37%おり、全体のうち 76%の生徒がヘイトスピ

---

[16] CERD/C/304/Add.114, para 14, CERD/C/JPN/CO/3-6, para 13, E/CN.4/2006/16/Add.2, para 90.

[17] 附属書類 8 を参照。

[18] http://www.ryukoku.ac.jp/shukyo/committee/pdf/2015_01.pdf （available in Japanese language only）

ーチデモに対して「怒りを感じた」と答え、46%の生徒が「恐怖を感じた」と回答した[19]。

42.　2022 年 7 月現在、日本にはヘイトスピーチ・ヘイトクライムや人種差別そのものを禁止する法律がない。2016 年に在日朝鮮人等へのヘイトスピーチに対処することを目的とする法律が成立したが[20]、同法は単なる理念法であり、禁止規定を持たない。

43.　現在も、特にインターネット上には在日朝鮮人を対象とするヘイトスピーチが溢れている。また、近年、在日朝鮮人の通う民族学校や民族団体、集住地区を攻撃するヘイトクライムが相次いで起きている[21]。こうした状況が、在日朝鮮人の子どもたちが自己のアイデンティティを表出することを妨げる一つの要因となっていると考えられる。

V. 附属書類

（別添）

---

[19] 同上。

[20] http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_jinken04_00001.html

[21] 附属書類 9 を参照。